

## 第5回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月5日（月）午前9時00分から午前9時20分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員（13人）

議長	13番	松原 悟
議席	1番	奥村 彰朗
議席	2番	森 とみ子
議席	3番	後藤 清
議席	4番	安達 純彦
議席	6番	松原 正孝
議席	8番	渡邊 義一
議席	9番	岩村 好廣
議席	10番	近藤 秀隆
議席	11番	松原 克雄
議席	12番	加藤 孔仁
議席	14番	森 幸泰
議席	15番	森 茂信

4. 欠席委員（1人）

会長 5番 岩田 壽

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川 雪秀
書記	田中 裕介
書記	亀井 昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 議案第9号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第7 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 7. 会議の概要

議長	<p>令和5年第6回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに5番岩田会長から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を3番後藤委員 9番岩村委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2号議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p><b>【議案第7号 朗読】</b></p> <p>令和4年第4回農業委員会にて県へ進達した許可申請の目的変更に伴う、再提出の申請で、転用目的が駐車場、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
10番委員	<p>目的も現況にあった申請であり、前回と施行方法等の変更がないため問題ない旨述べた。</p>
議長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>議案第7号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第7号については、原案のとおり県へ進達するものとして、日程第3号議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p><b>【議案第8号 朗読】</b></p> <p>使用貸借の申請であり、転用目的は分家住宅の新築、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p>

議長	担当地区委員からの発言を求めた。
事務局	農地を複数所有しており、農地維持のため分家住宅を建てる目的なので、施工計画どおり実施していただければ問題ない旨述べた。
議長	事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。  (意見等なし)
議長	議案第8号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。  (異議なし)
議長	議案第8号については、原案のとおり県へ進達するものとして、日程第4号議案第9号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<b>【議案第9号 朗読】</b> 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について説明した。
議長	事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。  (意見等なし)
議長	議案第9号については、原案のとおりとして、続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。
事務局	<b>【報告第1号 朗読】</b> 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議長	事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)

議長	続いて報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<p><b>【報告第2号 朗読】</b></p> <p>貸駐車場への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、以前「農地法第5条の届出」が提出されており、その当時と転用目的が変わったため、理由書も一緒に提出された旨説明した。</p>
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
4番委員	周辺、水路への対策をしっかりしていただけるので施工どおり実施していただければ問題はない旨述べた。
議長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	続いて報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<p><b>【報告第3号 番号1～4 朗読】</b></p> <p>番号1は自己用住宅、番号2は自己用住宅、番号3は資材置場兼駐車場、番号4は駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、番号2については、以前「農地法第5条の届出」が提出されており、分筆による農地面積の変更に伴う再提出であるため、理由書も一緒に提出された旨説明した。</p>
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
14番委員	番号1については、細長い農地ですが、境界部分の土砂流出等の防止をしっかりとしていただけるため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。
15番委員	番号3については、出入口以外をコンクリートブロックで囲うため周りの農地に影響が出ないと思われるため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。

4番委員	番号2については、分筆によって、所有者と面積に変更が出るが使用目的等に変更がないため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。
12番委員	番号4については、現在、耕作されていない農地であったため、転用については問題ありません。また、周りの土地を譲受人の関係団体が保有しているため、一体として活用も十分できると思われるので計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和5年第6回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 7月 6日

議長 松原悟  
委員 後藤清  
委員 岩村好廣